

議案第57号

瀬戸内市公民館条例の一部を改正することについて

瀬戸内市公民館条例(平成16年瀬戸内市条例第77号)の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年8月26日提出

瀬戸内市長 黒石 健太郎

【提案理由】

牛窓町公民館(牛窓分館)は、利用者が減少していることに加え、同一地区内に牛窓町公民館(本館)があることから、施設運営の効率化を図るため、廃止するもの。

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市公民館条例の一部を改正する条例

瀬戸内市公民館条例（平成 16 年瀬戸内市条例第 77 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表瀬戸内市牛窓町公民館牛窓分館の項を削る。

別表中 2-2 の表を削り、同表中 2—3 の表を 2—2 の表とし、2—4 の表を 2—3 の表とする。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

瀬戸内市公民館条例(平成16年瀬戸内市条例第77号)新旧対照表

現行	改正後																														
(名称及び位置) 第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。	(名称及び位置) 第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。																														
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>瀬戸内市中央公民館</td><td>瀬戸内市邑久町尾張465番地1</td></tr><tr><td>瀬戸内市牛窓町公民館</td><td>瀬戸内市牛窓町牛窓4910番地1</td></tr><tr><td>瀬戸内市牛窓町公民館牛窓分館</td><td>瀬戸内市牛窓町牛窓3056番地</td></tr><tr><td>瀬戸内市牛窓町公民館鹿忍分館</td><td>瀬戸内市牛窓町鹿忍921番地</td></tr><tr><td>瀬戸内市牛窓町公民館長浜分館</td><td>瀬戸内市牛窓町長浜3490番地1</td></tr><tr><td>瀬戸内市長船町公民館</td><td>瀬戸内市長船町土師277番地4</td></tr><tr><td>瀬戸内市長船町公民館美和分館</td><td>瀬戸内市長船町飯井190番地1</td></tr></table>	名称	位置	瀬戸内市中央公民館	瀬戸内市邑久町尾張465番地1	瀬戸内市牛窓町公民館	瀬戸内市牛窓町牛窓4910番地1	瀬戸内市牛窓町公民館牛窓分館	瀬戸内市牛窓町牛窓3056番地	瀬戸内市牛窓町公民館鹿忍分館	瀬戸内市牛窓町鹿忍921番地	瀬戸内市牛窓町公民館長浜分館	瀬戸内市牛窓町長浜3490番地1	瀬戸内市長船町公民館	瀬戸内市長船町土師277番地4	瀬戸内市長船町公民館美和分館	瀬戸内市長船町飯井190番地1	<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>瀬戸内市中央公民館</td><td>瀬戸内市邑久町尾張465番地1</td></tr><tr><td>瀬戸内市牛窓町公民館</td><td>瀬戸内市牛窓町牛窓4910番地1</td></tr><tr><td>瀬戸内市牛窓町公民館鹿忍分館</td><td>瀬戸内市牛窓町鹿忍921番地</td></tr><tr><td>瀬戸内市牛窓町公民館長浜分館</td><td>瀬戸内市牛窓町長浜3490番地1</td></tr><tr><td>瀬戸内市長船町公民館</td><td>瀬戸内市長船町土師277番地4</td></tr><tr><td>瀬戸内市長船町公民館美和分館</td><td>瀬戸内市長船町飯井190番地1</td></tr></table>	名称	位置	瀬戸内市中央公民館	瀬戸内市邑久町尾張465番地1	瀬戸内市牛窓町公民館	瀬戸内市牛窓町牛窓4910番地1	瀬戸内市牛窓町公民館鹿忍分館	瀬戸内市牛窓町鹿忍921番地	瀬戸内市牛窓町公民館長浜分館	瀬戸内市牛窓町長浜3490番地1	瀬戸内市長船町公民館	瀬戸内市長船町土師277番地4	瀬戸内市長船町公民館美和分館	瀬戸内市長船町飯井190番地1
名称	位置																														
瀬戸内市中央公民館	瀬戸内市邑久町尾張465番地1																														
瀬戸内市牛窓町公民館	瀬戸内市牛窓町牛窓4910番地1																														
瀬戸内市牛窓町公民館牛窓分館	瀬戸内市牛窓町牛窓3056番地																														
瀬戸内市牛窓町公民館鹿忍分館	瀬戸内市牛窓町鹿忍921番地																														
瀬戸内市牛窓町公民館長浜分館	瀬戸内市牛窓町長浜3490番地1																														
瀬戸内市長船町公民館	瀬戸内市長船町土師277番地4																														
瀬戸内市長船町公民館美和分館	瀬戸内市長船町飯井190番地1																														
名称	位置																														
瀬戸内市中央公民館	瀬戸内市邑久町尾張465番地1																														
瀬戸内市牛窓町公民館	瀬戸内市牛窓町牛窓4910番地1																														
瀬戸内市牛窓町公民館鹿忍分館	瀬戸内市牛窓町鹿忍921番地																														
瀬戸内市牛窓町公民館長浜分館	瀬戸内市牛窓町長浜3490番地1																														
瀬戸内市長船町公民館	瀬戸内市長船町土師277番地4																														
瀬戸内市長船町公民館美和分館	瀬戸内市長船町飯井190番地1																														
別表(第17条関係) 1―1 瀬戸内市中央公民館 略 1―2 瀬戸内市中央公民館(附属設備等) 略 2―1 瀬戸内市牛窓町公民館 略 2―2 瀬戸内市牛窓町公民館牛窓分館	別表(第17条関係) 1―1 瀬戸内市中央公民館 略 1―2 瀬戸内市中央公民館(附属設備等) 略 2―1 瀬戸内市牛窓町公民館 略																														
<table><tr><th>利用場所</th><th>使用料(1時間当たり)</th><th>冷暖房使用料(1台1時間当たり)</th></tr><tr><td>研修室A</td><td>300円</td><td rowspan="3">100円</td></tr><tr><td>和室</td><td>200円</td></tr><tr><td>研修室B</td><td>400円</td></tr></table>	利用場所	使用料(1時間当たり)	冷暖房使用料(1台1時間当たり)	研修室A	300円	100円	和室	200円	研修室B	400円																					
利用場所	使用料(1時間当たり)	冷暖房使用料(1台1時間当たり)																													
研修室A	300円	100円																													
和室	200円																														
研修室B	400円																														
2―3 瀬戸内市牛窓町公民館鹿忍分館	2―2 瀬戸内市牛窓町公民館鹿忍分館																														
<table><tr><th>利用場所</th><th>使用料(1時間当たり)</th><th>冷暖房使用料(1台1時</th></tr></table>	利用場所	使用料(1時間当たり)	冷暖房使用料(1台1時	<table><tr><th>利用場所</th><th>使用料(1時間当たり)</th><th>冷暖房使用料(1台1時</th></tr></table>	利用場所	使用料(1時間当たり)	冷暖房使用料(1台1時																								
利用場所	使用料(1時間当たり)	冷暖房使用料(1台1時																													
利用場所	使用料(1時間当たり)	冷暖房使用料(1台1時																													

		間当たり)
ホール	300円	100円
調理室	400円	
和室	200円	
研修室	400円	
ふれあい棟	400円	

2—4 瀬戸内市牛窓町公民館長浜分館

利用場所	使用料(1時間当たり)	冷暖房使用料(1台1時間当たり)
研修室A	300円	100円
調理室	600円	
和室	300円	
体育室	500円	
研修室B	200円	

備考

- 1 時間を計算する場合において、その時間に1時間未満の端数を生じたときは、1時間とする。
 - 2 利用時間について準備及び後片付けの時間を含めるものとする。
- 3—1 瀬戸内市長船町公民館 略
- 3—1—1 瀬戸内市長船町公民館(附属設備等) 略
- 3—2 瀬戸内市長船町公民館美和分館 略

		間当たり)
ホール	300円	100円
調理室	400円	
和室	200円	
研修室	400円	
ふれあい棟	400円	

2—3 瀬戸内市牛窓町公民館長浜分館

利用場所	使用料(1時間当たり)	冷暖房使用料(1台1時間当たり)
研修室A	300円	100円
調理室	600円	
和室	300円	
体育室	500円	
研修室B	200円	

備考

- 1 時間を計算する場合において、その時間に1時間未満の端数を生じたときは、1時間とする。
 - 2 利用時間について準備及び後片付けの時間を含めるものとする。
- 3—1 瀬戸内市長船町公民館 略
- 3—1—1 瀬戸内市長船町公民館(附属設備等) 略
- 3—2 瀬戸内市長船町公民館美和分館 略